

回 覧 令和5年3月15日（三股町）代表☎：52-1111

・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・

◎ 読んだらすぐ隣へ回しましょう

【分類】	【No.】	【内容】
〈募 集〉	1	◆放課後子ども教室で働く人を募集しています
	2	◆消防団ラッパ隊員を募集します
〈お知らせ〉		◆宮崎県議会議員選挙の投票日などをお知らせします
	3	◆3月13日(月)以降のマスク着用は個人の判断が基本です
	4	◆固定資産課税台帳縦覧などを無料で縦覧(閲覧)できます ◆法務局から相続登記や遺言書保管制度に関するお知らせ です
	5	◆スポーツ安全保険に加入しましょう
	6	◆個人情報保護制度が変わります
	7	◆音声だけではなく「映像」も 新たな119番通報 ◆家内労働(内職)情報をお知らせします

蓼池芝桜まつりを開催します

蓼池地区の水路沿いに、4kmにわたって
咲き誇る芝桜をぜひご覧ください。
3月26日(日)には、セレモニーも開催します。

★お問い合わせ
蓼池地区緑保全会事務局
☎090-3072-3672



◆三股町 LINE 公式アカウントの友だちを募集しています

町では、令和4年9月から LINE 公式アカウントを運用しています。
さまざまなまちの情報をお届けしていますので、ぜひ友だち登録をお願いします。



友だち登録は
こちらから



町公式サイトは
こちらから

【分類】	【No.】	【内容】
〈保健と福祉〉	8	◆3月末に子ども医療費助成の対象となる新小学1年生と (一般) 新中学1年生に受給資格者証を郵送します
	9	◆令和5年度(4月～令和6年3月)の農業用廃棄プラスチック回収スケジュールのお知らせ
〈農林畜産業関連〉	10	◆畜産農家の皆さんへ 毎月10日・20日・30日は「町内一斉消毒の日」です
		◆「休日(土曜日)無料公証相談」を実施します
〈相 談〉	11	◆「人権相談」を実施します ◆「行政相談」を実施します
	12	◆「消費生活無料法律相談」を実施します ◆「無料法律相談」を実施します ◆「ふれあい福祉相談」を実施しています



募 集

◆放課後子ども教室で働く人を募集しています

町教育委員会では、6月から放課後子ども教室で働く人を募集しています。

■放課後子ども教室とは？

小学生を対象に、放課後における子どもたちの安全安心な活動場所(居場所)を確保し、地域の皆さんの協力を得て、学習やささまざまな体験・交流活動などの取り組みを実施することで、地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進するものです。

令和5年度は、町内で7教室の開設を予定しています。

■募集する内容

○教育活動推進員 = 若干名

各放課後子ども教室の主任として、教室の運営をします。

○教育活動サポーター = 若干名

各放課後子ども教室の主任の補助をします。

■応募条件

年齢は問いませんが、子どもの指導ができ、一緒に活動する体力があることが条件です。

■募集期間

3月31日(金)まで

■業務内容

○教育活動推進員 = 子どもの安全管理、年間・月間計画の作成、地域への協力依頼など

○教育活動サポーター = 教育活動推進員の補助業務

■勤務地

町内各放課後子ども教室



■勤務条件

○教育活動推進員の勤務時間

・6月から3月中旬までの学校実施日

週2日 午後2時～5時または午後2時30分～5時30分

※開始時刻は、小学校の授業時間などにより前後する場合があります。

・夏季休業日

週2日 午前9時～正午

・上記の時間以外に、各教育活動推進員の情報共有のための会議、保護者説明会(5月中)、研修などがあります。

○教育活動サポーターの勤務時間

・教育活動推進員に同じ

(ただし、各教育活動推進員の情報共有のための会議は除きます。)

■給 与

○教育活動推進員 = 1時間あたり 1,480円

○教育活動サポーター = 1時間あたり 890円

■そ の 他

※推進員、サポーターとも町教育委員会が運営を委託する事業者での雇用となります。

※採用にあたっては、面接を行います。



★お申し込み、お問い合わせは、

町教育委員会 教育課 生涯学習係(中央公民館内)

☎:52-9311(直通) にお願ひします。

◆消防団ラッパ隊員を募集します

町では現在、消防団ラッパ隊員の募集を行っています。初心者大歓迎！
経験が無くても大丈夫！親切丁寧に指導します！

興味がある、ちょっと話を聞いてみたい、練習を見学してみたいという人は、
総務課 危機管理係(☎:52-1110)までお問い合わせください。

■入隊できる人 =

町内に在住または勤務されている18歳以上の人

■募集楽器・パート =

2人(ラッパ、指揮者)



■活動内容 =

練習(夜間2時間程度)と、消防大会や式典(主に土曜・日曜開催)などで
楽器(ラッパ)を演奏します。

■貸与品 =

制服各種および楽器は全て町から貸与されますので、個人負担するものは
ありません。

■処遇について =

三股町消防団条例に基づき報酬などを支給します。

★お問い合わせは、

総務課 危機管理係(2階 ②番窓口)

☎:52-1110(直通)

をお願いします。



お知らせ

◆宮崎県議会議員選挙の投票日などをお知らせします

宮崎県議会議員選挙の投票日などは次のとおりです。

■投票日

○日 時 = 4月9日(日) 午前7時～午後6時

○場 所 = 町内各投票所(11カ所)



■期日前投票

①町立文化会館エントランスホール

4月1日(土)～4月8日(土) 午前8時30分～午後8時

②第6地区分館

4月5日(水) 午後3時～7時45分

③西部地区体育館

4月6日(木) 午前10時～午後7時45分



※投票日や期日前投票の詳細は、選挙前に各世帯にお届けする入場券で
ご確認ください。

■投票できる人

・年齢満18歳以上の日本国民(平成17年4月10日以前に生まれた人)で、
三股町に3カ月以上住所を有すること。

※3カ月以上居住した県内の市町村から本町に転入してきた場合は、前の居
住地で投票できます。この場合は、本町戸籍住民係で「居住証明書」の交
付を受け、投票の際に提示する必要があります。

・欠格条項に該当しない人

■次のいずれかに該当する場合は、郵便で投票することができます。

①身体障害者手帳か戦傷病者手帳を持ち、両下肢などに重度の障害がある人
(一定の条件があります)

②要介護認定を受け、その状態区分が「要介護5」の人

③特定患者など(新型コロナウイルス感染症患者など)

※郵便で不在者投票をする場合の手続きに関しては、事前にご相談ください。

★お問い合わせは、町選挙管理委員会

☎:52-1112(直通)をお願いします。

◆3月13日(月)以降のマスク着用は個人の判断が基本です

3月13日(月)以降、個人の主体的な選択を尊重し、マスクの着用は「個人の判断」に委ねられます。本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、配慮をお願いします。ただし、事業者の判断で利用者や従業員にマスクの着用を求める場合があります。

また、周囲に感染を広げないため、自身を感染から守るためにも、「マスクの着用」は「三密の回避」、「手指消毒」、「換気」と同様に効果的です。

〈着用が効果的な場面〉

高齢者など重症化リスクの高い人への感染を防ぐため、次の3つの場面では、マスクの着用を推奨します。

- ①医療機関を受診するとき
- ②高齢者など重症化リスクの高い人が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設などを訪問するとき
- ③通勤ラッシュ時など、混雑した電車やバス(※)に乗車するとき
※概ね全員の着席が可能であるもの(新幹線、通勤ライナー、高速バス、貸切バスなど)を除く。

〈症状がある場合など〉

症状がある、新型コロナウイルス感染症の検査で陽性となった、同居する家族に陽性となった人がいる場合、周囲に感染を広げないために、外出を控えてください。通院などでやむを得ず外出する場合は、人混みは避け、マスクの着用をお願いします。

〈医療機関や高齢者施設などの対応〉

高齢者など重症化リスクの高い人が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設などの従事者には、勤務中のマスクの着用を推奨しています。

【留意事項】

子どものマスク着用は、すこやかな発育・発達の妨げとならないよう配慮することが重要です。感染が大きく拡大している場合には、一時的に場面に応じた

適切なマスクの着用を広く呼びかけるなど、より強い感染対策を求めることがあり得ます。ただし、そのような場面においても、子どものマスク着用は、健康面などへの影響も懸念されることから、引き続き、保護者や周りの大人が個々の子どもの体調に十分注意するようお願いします。

新型コロナウイルス感染症対策

これまで屋外では原則不要、屋内では原則着用としていましたが
令和5年3月13日から
マスク着用は個人の判断が基本となります

ただし、以下のような場合には注意しましょう

周囲の方に、感染を広げないために
マスクを着用しましょう

受診時や医療機関・高齢者施設などを訪問する時
通勤ラッシュ時など混雑した電車・バスに乗車する時

ご自身を感染から守るために
マスク着用が効果的です

高齢者
慢性肝臓病
がん
心血管疾患 など
妊婦

重症化リスクの高い方が感染拡大時に混雑した場所に行く時

本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、個人の主体的な判断が尊重されるよう、ご配慮をお願いします
※事業者の判断でマスク着用を求められる場合や従業員がマスクを着用している場合があります



作成: 令和5年2月10日

出典: 厚生労働省ホームページ

★お問い合わせは、町健康管理センター

☎: 52-8481 をお願いします。

◆固定資産課税台帳縦覧などを無料で縦覧(閲覧)できます

令和5年度の固定資産課税台帳、土地・家屋価格等縦覧帳簿を、関係者は次のとおり縦覧(閲覧)できます。

■期 間 =

4月3日(月)～5月1日(月) ※土曜・日曜・祝日を除く

■時 間 =

午前8時30分～午後5時 ※午後0時15分～1時の昼休み時間を除く

■場 所 =

町役場 税務財政課 資産税係(1階 ⑤番窓口)

■縦覧(閲覧)できる人 =

- ・固定資産の所有者本人
 - ・固定資産の所有者の同意を得た人(委任状を必ずご持参ください)
 - ・固定資産の納税管理人、相続人代表者(いずれも届出をしている人)
- ※本人確認ができるもの(運転免許証など)が必要です。

■手 数 料 =

縦覧期間に限り縦覧・閲覧の人は、手数料は掛かりません。
※証明書などが必要な場合は手数料が必要です。

※4月上旬には固定資産税の納税通知書などを送付します。その中の課税明細書と縦覧で閲覧できる内容は同じものです。

また、課税明細書について不明な点がありましたら、お問い合わせください。

※この機会に、固定資産課税台帳を縦覧(閲覧)して、課税内容をご確認のうえ、固定資産税に対するご理解をお願いします。

★お問い合わせは、

税務財政課 資産税係(1階 ⑤番窓口)

☎:52-9636(直通)をお願いします。



◆法務局から相続登記や遺言書保管制度に関するお知らせです

■相続登記制度が変わりました！

令和6年4月1日から、相続登記申請が義務化されます。

相続によって不動産を取得した相続人は、所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記を申請する義務を負うことになります。

正当な理由がないのに、義務に違反した場合、10万円以下の過料の適用対象となります。



■相続などにより取得した土地の所有権を国庫に帰属させる制度が創設されました！

4月27日から相続土地国庫帰属制度がスタートします。

相続などにより取得した土地を手放して、国に帰属させる(国が引き取ってくれる)ことを可能とする制度です。

通常の管理または処分をするに当たって過大な費用や労力が必要となる土地は対象外です。

10年分の管理費相当額となる負担金の納付が必要です。



■将来の相続に備えて、あなたの大切な人のために…

預けて安心！自筆証書遺言書保管制度が始まっています。

自身が作成した遺言書(自筆証書遺言書)を法務局に預ける制度です。法務局が保管することで、遺言書の紛失や改ざんを防止することができます。

遺言書があることで、相続開始後、相続人はスムーズに相続手続を行うことができます。県内4カ所の法務局で利用でき、手数料は3,900円です。



★お問い合わせは、宮崎地方法務局登記部門

☎:0985-22-5229 をお願いします。

◆スポーツ安全保険に加入しましょう

スポーツ安全保険の受付が3月1日から開始しています。スポーツ・文化・ボランティア団体など、4人以上のグループで加入できます。

万一のけがや賠償責任などの事故に備えて加入しましょう。熱中症や突然死も対象となります。

加入区分は8区分に分かれており、掛金は年額800円からと安価な掛け金で加入することができます。詳しくは、(公財)スポーツ安全協会の公式サイトでご確認ください。

■申込方法 =

パソコンまたはスマートフォンで、インターネット加入システム「スポあんネット」から手続きしてください。インターネット加入が初めての団体は、新規会員登録から入り、「注意事項・規約に同意します」にチェックを入れてからメールアドレスなどを入力し、送信されてきた会員IDでログインしてください。必要事項を入力後にコンビニエンスストアなど、選択した支払方法で掛け金をお支払いください。



★お問い合わせは、

公益財団法人スポーツ安全協会宮崎県支部

ナビダイヤル = 0570-087109

携帯電話から = 03-5510-0033 にお願ひします。

小さな掛金、大きな補償

スポーツ安全保険[®]



4名以上の団体・グループで加入ください。

保険期間

令和5年4月1日午前0時から
令和6年3月31日午後12時まで

保険内容

詳しい保険の内容は、
ホームページなどをご覧ください。

加入区分・掛金

加入対象者	補償対象となる団体・グループ活動	加入区分	年間掛金 (1人当たり)
子ども (中学生以下)	スポーツ活動	A1	800円
	文化活動 ボランティア活動 地域活動		
大人 (高校生以上)	スポーツ活動 (指導・審判を含む)	C (64歳以下)	1,850円
	●A2区分で対象となる活動も補償されます。	B (65歳以上)	1,200円
	文化活動 ボランティア活動 地域活動 準備・片付け・応援・団体の送迎 ●スポーツ活動中の事故は補償の対象外です。	A2	800円
全年齢	危険度の高いスポーツ (指導・審判を含む)	D	11,000円
子ども (中学生以下)	個人活動補償型 (フリードコース)	A1 区分の補償となる団体活動に加え、個人活動も対象	AW 1,450円
		C 区分の補償となる団体活動に加え、個人活動も対象	CW (64歳以下) 4,850円
大人 (高校生以上)	個人活動補償型 (フリードコース)	B 区分の補償となる団体活動に加え、個人活動も対象	BW (65歳以上) 5,000円

※特別支援学校高等部の生徒を含みます。年間掛金には、制度運営費(10円)が含まれます。
(注)C・B・CW・BW区分の年齢の判断は「令和5年4月1日」を基準とします。

スポあんネット
パソコン・スマホで
だれでも、かんたん
便利に使いやすい!



インターネット
で簡単お手続き

公益財団法人 スポーツ安全協会



スポーツ安全保険 検索

LINE 公式アカウント



友だち募集中!

本広告はスポーツ安全保険の概要を掲載しており、ご加入の際には、必ず「スポーツ安全保険のあらまし」及び「重要事項説明書」をよくお読みください。詳細は保険約款及び特約書によりますが、ご不明の点については(公財)スポーツ安全協会または東京海上日動火災保険(株)へお問い合わせください。

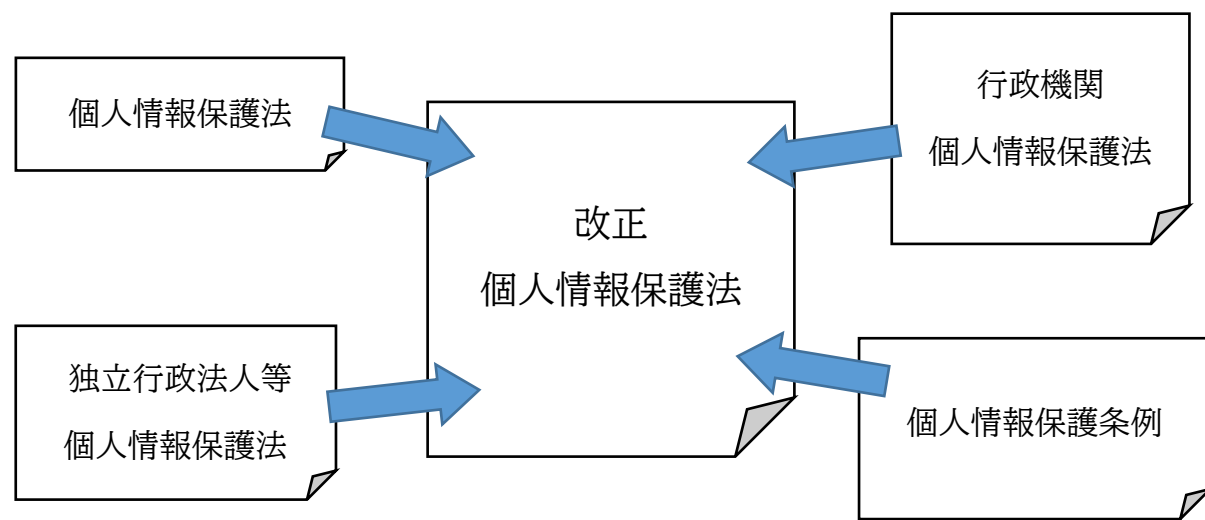
〈引受幹事保険会社〉
東京海上日動火災保険株式会社
担当課 公務第2部 文教公務室 ☎ 0120-233-801
(平日9:00~17:00)

〈共同引受保険会社(令和5年4月予定)〉
あいおいニッセイ同和 共栄火災 損保ジャパン 大同火災 東京海上日動 日新火災 三井住友海上 AIG損保

◆個人情報保護制度が変わります

個人情報保護制度は、国の行政機関、独立行政法人など、民間事業者および各地方公共団体が別々の法律、条例などによって個人情報保護の運用をしてきましたが、令和3年のデジタル社会形成整備法の成立により個人情報保護法などが改正されました。

これによって主体ごとに分かれていた個人情報の取扱いが集約され、地方公共団体についても令和5年4月以降は全国共通ルールが適用されることとなります。



■三股町の対応について

本町においては、法の趣旨を踏まえつつ、現行の「三股町個人情報保護条例」を廃止し、新たに「三股町個人情報保護法施行条例」を制定しました。

また、改正法により、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成した「個人情報ファイル」を作成する場合には、個人情報ファイルの名称、利用目的や記録項目などを記載した「個人情報ファイル簿」を作成し、ファイルに記載されている人の数が1,000人を超えるものは、公表する義務が定められました。

このため本町では、専用のシステムを導入し、4月1日から町公式サイトにリンクを設定して、「個人情報ファイル簿」を公表することとしています。

■三股町個人情報保護法施行条例で定める事項

令和5年4月1日より施行する「三股町個人情報保護法施行条例」では、主に次の2つの事項について規定しています。

①保有個人情報開示請求に係る手数料

保有個人情報の開示請求に係る手数料について、法では実費の範囲内において条例で定めることとされています。

本町では開示請求の制度の趣旨やこれまでの運用状況などを踏まえ、開示請求に係る手数料は無料とし、写しの交付などがある場合に要するコピー代や郵送代などの実費について負担いただくこととします。

②三股町個人情報保護審査会への諮問

法では、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができることと定めています。

個人情報保護制度については法に基づき一元的に運用することとなりますが、町内部における運用の細則や町独自の個人情報保護制度上の課題解決にあたっては、専門的な知見に基づく意見を聴くことが必要であることから、三股町個人情報保護審査会を設置し、必要に応じて諮問することとします。



★お問い合わせは、

総務課 行政係(2階 ②番窓口)

☎:52-1112(直通)をお願いします。

◆音声だけではなく「映像」も 新たな119番通報

都城市消防局では、来年度、119番通報時の映像伝送システムの本格運用を目指しています。

■映像伝送システムとは

火災や救急の現場で、通報者が撮影するスマートフォンの動画を通じて、到着前の消防隊や救急隊が現場の映像を確認することができるシステムです。

■どんな場面で役に立つの？

通常の音声だけの119番通報に加え、必要に応じて映像を見ることで、通報者が慌てて情報をうまく説明することができない場合などに、消防指令員が現場の状況を正確に把握することができます。

また、心肺蘇生法などが必要な緊急性が高い救急事案では、リアルタイムに送られてくる映像を見ている消防指令員から、応急手当のアドバイスを受けることができるため、より効果的な救命処置につながることを期待できます。

■操作手順について

- ①消防指令員が、通報者のスマートフォンに映像送信用のショートメッセージを送信します。
 - ②通報者が受信したショートメッセージをクリックすると、システムが起動します。
 - ③カメラおよび位置情報の使用を許可します。
 - ④撮影が開始され、映像が消防指令員に伝送されます。
- 終話ボタンを押し、会話と映像が終了します。

★お問い合わせは、

都城市消防局 指令課

☎:23-2125 にお願ひします。



◆家内労働(内職)情報をお知らせします

県の就職相談支援センター(家内労働相談窓口)では、家内労働の情報提供とあっせんを無料で行っています。



◎家内労働をお探しの人へ

ご希望の家内労働がありましたら、就職相談支援センターにお問い合わせください。(ご希望の家内労働の募集がすでに終了している場合は、ご了承ください。)

電話での相談も受け付けていますので、気軽にお問い合わせください。

※仕事によっては細かい作業もあり、その他の求人条件が加わる場合があります。

令和5年2月21日現在

仕事の内容	委託地域	工賃
プラスチック製品のバリ仕上げ、検査、部品組み立て、シール貼り	三股町、都城市	作業内容による
干支の置物の絵付けなど	三股町、高原町、都城市内(要相談)、小林市内一部地域	1個 10円～50円
部品組み立て、部品外観検査(キズ汚れなど)	三股町、都城市	1個 0.3円～1.8円
婦人服のホック付け、ボタン付け、しつけ縫い	三股町、都城市	30円～
自動車用ハーネスのサブ作り	A:三股町、都城市とその近辺 B:三股町、都城市	A・Bともに 1本 4円～20円
大島紬織り	三股町、都城市とその近辺	1反 2万～4万5千円

◎事業所へ …… 内職委託の際にも、ぜひ当センターをご利用ください!

就職相談支援センター(家内労働相談窓口)では、無料の情報提供とあっせんを行っています

★お問い合わせは、

都城就職相談支援センター(都城・小林地区)	
所在地	都城市北原町24街区21号 宮崎県都城総合庁舎1階 都城県税・総務事務所内
TEL/ファクス	25-0300
受付日	月曜～金曜(土曜、日曜、祝日は休みです)
受付時間	午前9時～午後5時



をお願いします。詳しい情報は、[宮崎 内職](#) で [検索](#) してください。

◆3月末に子ども医療費助成の対象となる新小学1年生と
新中学1年生に受給資格者証を郵送します

■対象となる人 =

- ・町内に住所があり、4月から新小学1年生、新中学1年生になる子ども
※現在、子ども医療費受給資格者証を持っている人が対象です。
- ・他の医療費助成(母子父子家庭医療費助成・重度心身障害者医療費助成など)を受けられる人や生活保護法による保護を受けている人は対象になりません。一部併用可能な医療費助成(育成医療・小児慢性特定疾患医療費助成など)もあります。詳しくはお問い合わせください。

■受給資格者証について =

4月1日以降、県内の病院や薬局を受診する際、保険証と一緒に提示することで、医療費の助成を受けることができます。

ただし、健康保険が適用されない場合や独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象となる場合は医療費助成を受けることができません。

【 受給資格者証の例 】

(小学生)

① 三股町子ども医療費受給資格者証	
受給者番号	4 5 4 5 4 5 4
フリガナ	ミマタ ユナ
氏名	三股 結菜
性別	女
生年月日	平成26年 4月 2日
住所	北諸県郡三股町五本松 番地 1
有効期間	令和 3年(2021年) 4月 1日から 令和 9年(2027年) 3月31日まで
交付年月日	令和 3年 4月 1日
発行機関名 及び	宮崎県北諸県郡三股町
自己負担額	【入院】 自己負担額なし 【外来】 200円/1診療報酬明細書 【薬局】 自己負担額なし
公費負担者番号	8 1 4 5 0 5 6 1

(中学生)

② 三股町子ども医療費受給資格者証	
受給者番号	3 4 3 4 3 4 3
フリガナ	ミマタ ミオ
氏名	三股 美桜
性別	女
生年月日	平成20年 4月 2日
住所	北諸県郡三股町五本松 番地 1
有効期間	令和 3年(2021年) 4月 1日から 令和 6年(2024年) 3月31日まで
交付年月日	令和 3年 4月 1日
発行機関名 及び	宮崎県北諸県郡三股町
自己負担額	【入院】 自己負担額なし 【外来】 200円/1診療報酬明細書 【薬局】 自己負担額なし
公費負担者番号	8 1 4 5 0 5 6 1

受給資格者証は「黄色」です。

■各種届け出について =

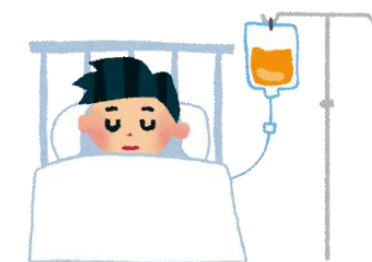
保険証に変更があったときや、氏名・住所・口座などに変更があったときは、福祉課 児童福祉係に届出をしてください。

■医療機関の適正受診にご協力ください =

県と町の財源で実施している乳幼児の医療費助成と違い、小学生と中学生の医療費助成は、町のみ財源で行う事業です。町の負担をできるだけ少なくし、小学生と中学生の医療費助成を長く続けていくためには、皆さんの心がけが非常に大切です。医療機関の適正受診にご理解・ご協力をお願いします。

- ①「かかりつけ医」「かかりつけ薬局(薬剤師)」をもちましょう。
できるだけ自宅の近くに「かかりつけ医」「かかりつけ薬局(薬剤師)」をもちましょう。
- ②診療時間内の受診を心がけましょう。
時間外診療は割増料金になります。
やむを得ない場合を除き、時間外受診は控えましょう。
- ③ハシゴ受診はやめましょう。
病気やけがの治療中に、自分の判断で受診先を変える「ハシゴ受診」は、身体的にも経済的にも負担になります。
- ④後発医薬品(ジェネリック医薬品)を活用しましょう。
先発医薬品(新薬)の特許が切れた後に販売される、先発医薬品と同じ有効成分、同じ効能・効果を持つ医薬品のことで、先発医薬品より安価で経済的です。
- ⑤休日や夜間、病院を受診した方がよいか迷ったら、「こども医療でんわ相談」を利用しましょう。
「#8000」で、小児科医や看護師からお子さんの症状に応じた対処の仕方や受診する医療機関についてアドバイスを受けることができます。

★お問い合わせは、
福祉課 児童福祉係(1階 ⑥番窓口)
☎:52-9060(直通)をお願いします。



◆令和5年度(4月～令和6年3月)の農業用廃棄プラスチック回収スケジュールのお知らせ

令和5年度の農業用廃棄プラスチック回収スケジュールは次のとおりです。毎月の実施日の確認をお願いします。



■令和5年度の農業用廃プラスチック回収日

町公式サイト

月	1回目	2回目	(予備日)	備考
4月	12日(水)		4月19日(水)	※予備日は、雨などで回収ができなかったときにだけ、実施します。
5月	24日(水)		5月31日(水)	
6月	21日(水)		6月28日(水)	
7月	19日(水)		7月26日(水)	
8月	23日(水)		8月30日(水)	
9月	13日(水)	27日(水)		雨天時は中止となる場合があります。当日の実施が不明な天候の場合は、お問い合わせください。
10月	11日(水)	25日(水)		
11月	8日(水)	22日(水)		
12月	13日(水)	27日(水)		
1月	24日(水)		1月31日(水)	
2月	14日(水)		2月21日(水)	
3月	13日(水)		3月27日(水)	

※回収場所：町一般廃棄物最終処分場(クリーンヒルみまた)

※回収時間：午後1時30分～午後3時まで

農業用プラスチックは、「焼かない 捨てない リサイクル」

使用済みの農業用廃棄プラスチックは、「産業廃棄物」であるため、排出業者(農業経営者)が自己の責任で適正に処理するよう義務付けられています。

不法焼却や不法投棄をすると、5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金が科せられます。

また、被覆資材や収穫後の使用済み農業用廃棄プラスチックなどは、強風時に飛散させないように注意しましょう。

※分別については、次の表を確認してください。

※農業用廃棄プラスチックの分別について

土・くずなどの異物を取り除き、種類別・色別に分別して10～15kg程度にひもなどで縛って搬入してください。金属の付いている物は、必ず金属部分を取り除いてください。

分別が徹底されていない場合は、持ち込みをお断りさせていただきます。

■搬入方法・分別方法が分からない時は、必ずお問い合わせください。

①農ビフィルム <処理料金 1kgあたり11円(税込)>

種類	注意点
・農ビマーク入りのもの ・透明の農ビ	・10～15kgのつづら折りにする。 ・サイドの耳ひもは取り除く。 ・農ビ以外のものを混入しない。

②ポリ(PO) <処理料金 1kgあたり33円(税込)>

種類	注意点
・軟質ポリ ・ポリ系フィルム ・不織布、灌水チューブなど	・シート状のものは、重さ10kg前後にまとめて、ダンバンドなどで結束する。

③その他 <処理料金 1kgあたり55円(税込)>

種類	注意点
①農ビフィルム、 ②ポリ以外の農業用廃プラスチック ・ブルーシート ・サイレージネット ・ポリ製農薬容器 ・水稻用育苗箱 ・農業用タンク など	・ハトメなどの金属部分があれば除去すること。 ・農薬容器は、中身をきれいに洗浄し、乾いた状態で搬入する。

※農業用廃棄プラスチック以外の農業用廃棄物(ビン類、電球、布類、紙類、金属、金属の付属したものや発泡スチロールなど)は、回収できません。産業廃棄物処理業者で適正に処分してください。

★お問い合わせは、農業振興課 農政企画係(3階 ③番窓口)

☎: 52-9086(直通) お願いします。



◆畜産農家の皆さんへ

毎月10日・20日・30日は「町内一斉消毒の日」です

高病原性鳥インフルエンザは、本県でも確認され、全国では過去最多の殺処分羽数となりました。さらなる発生を防ぐため、引き続き高いレベルでの警戒が求められています。口蹄疫も国外で継続して発生していますので、伝染病への防疫意識を高め、よりいっそうの防疫強化をお願いします。

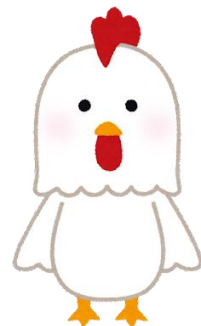
「今一度、発生予防対策の徹底と
畜産農家相互の注意喚起をお願いします」

《 次のことを守りましょう 》

- ① 長靴の履き替え
農場用と外出用の長靴を履き替えることで、長靴に付着したウイルスの侵入を防ぎます。
- ② 踏み込み消毒槽の設置と点検
踏み込み消毒槽は必ず設置し、消毒薬が汚れたら取り替えましょう。
- ③ 農場訪問者の記録と立ち入り規制
農場内への部外者の立ち入りを禁止するほか、畜産関係者や飼料運搬車など、農場に立ち入る人や車がいつ来たかを記録し、保存しておきましょう。
- ④ 早期発見・早期通報
家畜に異常が見られたら、すぐに獣医師または都城家畜保健衛生所(☎:62-5151)に連絡しましょう。

※消毒薬・農場訪問記録用紙は、町役場で配布しています。
農業振興課(3階 ③番窓口)までお越しください。

★お問い合わせは、
農業振興課 畜産振興係(3階 ③番窓口)
☎:52-9088(直通) をお願いします。



相談

◆「休日(土曜日)無料公証相談」を実施します

都城公証人役場では、毎月第4土曜日に無料相談所を開設しております。
4月～6月の日程は次のとおりです。
相談は無料です。
秘密は固く守られますので、気軽にご相談ください。

期 日	4月22日(土) 5月27日(土) 6月24日(土)
時 間	午前9時 ~ 午後5時
場 所	都城公証人役場 (都城市前田町15街区10の1号)
相談内容	遺言・相続・任意後見契約・尊厳死宣言・賃貸借契約・ 金銭貸借契約・離婚給付契約等の公正証書作成に関する相談
相談員	公証人役場公証人

※事前の予約が必要です。

★お問い合わせ・ご予約は、
都城公証人役場
☎:22-1804 をお願いします。



◆「人権相談」を実施します

いじめ・虐待などの「人権相談」だけでなく、家庭内の問題(夫婦・親子・離婚・扶養・相続)、近隣トラブルや金銭貸借、借地借家、登記などの悩み事相談にも応じています。予約は不要ですので、気軽にご相談ください。

※相談は無料です。

■特設人権相談 =

期 日	4月6日(木)
時 間	午前10時～午後3時
場 所	JR三股駅多目的ホール「M★ういんぐ」
相 談 員	おおとなり まさはる 大隣 雅春、 たけのした ようこ 竹之下 洋子 ※相談員は、変更になる場合があります

■常設人権相談 =

日 時	平日の午前8時30分～午後5時15分
場 所	宮崎地方法務局 都城支局 (都城合同庁舎5階相談室)
相 談 員	人権擁護委員・法務局職員

※新型コロナウイルスの影響により中止になる場合があります。

※新型コロナウイルス感染予防のため、マスクの着用をお願いします。

★お問い合わせは、

・特設人権相談 = 総務課 行政係(2階 ②番窓口)

☎:52-1112(直通)

・常設人権相談 = 宮崎地方法務局都城支局

☎:22-0490 をお願いします。



◆「行政相談」を実施します

行政相談は、国の行政全般について皆さんの意見、要望や苦情を聴いて、公正・中立の立場から関係行政機関などに必要なあっせんを行っています。

また、その解決や実現を目指すとともに、皆さんの声を行政の制度・運営の改善に生かしています。

国の仕事、その手続きやサービスで困っていることはありませんか？

相談は無料、予約なしで気軽に利用できます。相談者の秘密は、固く守りますので、気軽にご相談ください。

期 日	4月3日(月)	4月17日(月)
相談委員	やしき かずひさ 屋敷 和久	にしどめ ふみお 西留 文夫
時 間	午前10時～正午	
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」	

※相談委員は、変更になる場合があります。

※新型コロナウイルスの影響により中止になる場合があります。

※新型コロナウイルス感染予防のため、マスクの着用をお願いします。



★お問い合わせは、

総務課 行政係(2階 ②番窓口)

☎:52-1112(直通) をお願いします。

◆「消費生活無料法律相談」を実施します

町福祉・消費生活相談センターと都城市消費生活センターでは、次の日程で弁護士による「消費生活無料法律相談」を計画しています。町内に住む人が都城市で相談を受けることもできます。お困りのことがありましたら、ぜひご利用ください。

期 日	【三股町】 4月13日(木) 【都城市】 4月28日(金)
時 間	【三股町】 午後1時30分～4時30分 【都城市】 午後1時～4時
場 所	【三股町】 町福祉・消費生活相談センター 【都城市】 消費生活センター(都城市役所本館2階)
内 容	消費生活上のもめ事や多重債務などの法律的な問題について、弁護士が考え方や解決方法などを助言します。 ※個人の秘密は固く守られます。
申 込 方 法	・相談内容を把握するため、 必ず開催日の2日前までに事前相談、事前予約が必要です。 ・消費生活に関する法律相談です(個人間トラブル、相続、事業者からの相談等は対象外)。 ・日程は変更になる場合があります。 ・相談の詳細は、気軽にお問い合わせください。

※新型コロナウイルス感染予防のため、マスクの着用をお願いします。



★お問い合わせ・お申し込みは、
町福祉・消費生活相談センター ☎:52-0999
都城市消費生活センター ☎:23-7154 をお願いします。

◆「無料法律相談」を実施します



町社会福祉協議会では、毎月第3水曜日に「法律相談」を実施しています。

期 日	4月19日(水)
時 間	午後1時30分～4時30分
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」
内 容	土地・建物・登記・遺言・結婚・離婚・金銭面でのもめごとなど、法律上のさまざまな相談や悩みごとに対して、司法書士が適切に回答しますので、気軽にご相談ください。 ※秘密は固く守られます。
申し込み方法	相談は 予約制 です。 人数に制限がありますので、相談希望者は電話か窓口で直接お申し込みください。

★お申し込み・お問い合わせは、
町社会福祉協議会 ☎:52-1246 をお願いします。

◆「ふれあい福祉相談」を実施しています

町社会福祉協議会では、生活上のさまざまな問題について相談を受け付けています。

また、電話での相談も行いますので、気軽にご相談ください。

相 談 日	毎週月曜・水曜・金曜(祝日は除く)
時 間	午前9時～午後5時
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」

★お問い合わせは、
町社会福祉協議会 ☎:52-1246 をお願いします。